

# 入札説明書

令和4年度から令和8年度までの  
北海道地方環境事務所公用車賃貸借  
(プラグインハイブリッド自動車11台)

[総合評価落札方式 全省庁共通電子調達システム対応]

北海道地方環境事務所

## はじめに

本件に係る入札等については、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、その他の関係法令及び環境省入札心得（別紙）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

### 1. 契約担当官等

支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所総務課長 渡部 辰徳

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和4年度から令和8年度までの北海道地方環境事務所公用車賃貸借（プラグインハイブリッド自動車11台）〔総合評価落札方式〕
- (2) 特質等 別添2の仕様書による
- (3) 履行期限 令和9年3月31日（水）
- (4) 履行場所 別添2の仕様書による
- (5) 入札方法 本件は、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の入札である。

入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

### 3. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 北海道地方環境事務所長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (4) 平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「賃貸借」において、開札時まで「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付され、北海道地域の競争参加資格を有している者であること。ただし、令和4・5・6年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の「賃貸借」の資格を引き続き取得すること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、環境省大臣官房会計課長が別に定める手続に基づく手続がなされていること。）

(5) 環境省入札心得において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

#### 4. 入札者の義務等

この入札に参加を希望する者は、環境省入札心得（物品役務総合評価落札方式）に定める入札参加を表明する書面（電子調達システムによる入札を希望する場合は不要、紙入札を希望する場合は様式2）及び環境性能その他の仕様書に定める要求要件に係る内容を記載した性能等証明書（別添3）を作成し、平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写しとともに、7（1）の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において支出負担行為担当官から当該資料に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

#### 5. 契約条項を示す場所、入札説明書に関する問合せ等

〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階  
北海道地方環境事務所 総務課会計係  
電話：011-299-1950 F A X：011-736-1234

#### 6. 入札に関する質問の受付

(1) この入札説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、電子調達システム (<https://www.geps.go.jp/>) 又は環境省入札心得に定める様式5により提出すること。

提出期限 令和4年1月11日（火）17時まで  
（持参の場合は、12時から13時を除く。）

提出場所 5で示す場所

提出方法 電子調達システム、持参、又は電子メール ([REO-HOKKAIDO@env.go.jp](mailto:REO-HOKKAIDO@env.go.jp))  
により提出すること。

なお、電子メールで提出した場合には、5で示す場所に提出した旨を電話連絡すること。

(2) (1)の質問に対する回答は、令和4年1月14日（金）17時までに電子調達システム又は電子メールにて行う。

#### 7. 入札参加を表明する書面、平成31・32・33年度又は令和1・2・3年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知書の写し及び性能等証明書の提出期限、提出場所等

##### (1) 提出期限及び提出場所

期限 令和4年1月20日（木）17時まで  
ただし、持参する場合の受付時間は、平日の9時から16時まで（12時から13時は除く）とする。

場所 5で示す場所

##### (2) 提出方法

ア. 提出書類をPDFファイルに変換した上で、電子調達システムにより提出すること（提出期限必着）。書面による入札を希望する場合、電子メール、持参又は郵送による書類

提出は認めるが、FAXによる提出は認めない。提出書類を郵送する場合は、配達記録が残る方法によるものとする。

イ. 理由の如何によらず、提出書類が提出期限内に提出場所に現に届かなかった場合は、入札に参加することはできない。

ウ. 入札者は、提出書類の引換え、変更又は取消しをすることができない。

## 8. 性能等証明書の審査

提出された性能等証明書は、北海道地方環境事務所において審査し、合格した提出者のみが入札に参加することができる。性能等証明書の合否については、開札日の前日までに連絡し、不合格となった性能等証明書の提出者には理由を付して通知するものとする。

## 9. 競争執行の日時、場所等

### (1) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和4年1月28日(金) 11時00分

場所 北海道地方環境事務所 会議室

北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階

### (2) 入札書の提出方法

ア. 電子調達システムによる入札の場合

令和4年1月28日(金) 10時55分までに提出するものとする。

イ. 書面による入札の場合

環境省入札心得に定める様式1の入札書を(1)の日時及び場所に持参すること。電子メール、FAX、郵送による提出は認めない。なお、入札書の日付は、入札日を記入すること。

ウ. 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

### (3) 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、提出した書類に虚偽の記載をした者のした入札又は入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

## 10. 落札者の決定方法

(1) 次の各要件を満たす入札者のうち、環境省入札心得に示す自動車の性能に関する審査要領(別添4)に規定する「総合評価点の計算方法」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

ア. 入札価格が、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ. 入札者の提出した性能等証明書が、8による審査の結果、合格したものであること。

(2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であると認められるときは、(1)の各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も高い数値の者を落札者とするところがある。

落札者となるべき者の入札価格が予算決算及び会計令第85条に基づく調査基準価格を

下回る場合は、予算決算及び会計令第 86 条の調査（低入札価格調査）を行うものとする。  
なお、調査基準価格の割合の算定は、予定価格に 10分の6 を乗じて得た割合とする。

#### 11. 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、落札者となるべき者から事情聴取、関係機関の意見照会等の調査を行い、落札者の決定をする。この調査期間に伴う本業務の履行期間の延長は行わない。

#### 12. 暴力団排除に関する誓約

当該業務の入札については、環境省入札心得の別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上参加すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。

#### 12. その他

##### (1) 入札結果の公表

落札者が決定したときは、落札者の入札価格及び総合評価点を開札場において発表するとともに、北海道地方環境事務所において閲覧資料として公表するものとする。

##### (2) 性能等証明書の取扱い

提出された性能等証明書は、当該入札者に無断で、北海道地方環境事務所において入札の審査以外の目的に使用することはない。落札者の性能等証明書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

##### (3) 契約締結日までに令和 4 年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は、予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

##### (4) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問合せ先

電子調達システムホームページアドレス <https://www.geps.go.jp/>

電子調達システムヘルプデスク 電話 0570-014-889（ナビダイヤル）

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、前記 5 に示す場所へ連絡すること。

#### ◎添付資料

- ・別紙 環境省入札心得（物品役務 総合評価落札方式）
- ・別添 1 契約書（案）
- ・別添 2 仕様書
- ・別添 3 性能等証明書
- ・別添 4 自動車の性能に関する審査要領

## 環境省入札心得 (物品役務 総合評価落札方式)

### 1. 趣旨

環境省の所掌する契約（工事に係るものを除く。）に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるものの他、この心得に定めるものとする。

### 2. 入札説明書等

- (1) 入札者は、入札説明書及びこれに添付される仕様書、契約書案、その他の関係資料を熟読のうえ入札しなければならない。
- (2) 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 入札者は、入札後、(1)の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

### 3. 入札保証金及び契約保証金

環境省競争参加資格（全省庁統一資格）を保有する者の入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

### 4. 入札書の書式等

入札者は、様式1による入札書を提出しなければならない。ただし、電子調達システムにより入札書を提出する場合は、同システムに定めるところによるものとする。

なお、入札説明書において「電子調達システムにより入札書を提出すること」と指定されている入札において、様式1による入札書の提出を希望する場合は、様式2による書面を作成し、入札説明書で指定された日時までに提出しなければならない。

### 5. 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 6. 入札書の提出

- (1) 入札書を提出する場合は、入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。なお、書面により入札する場合は、誓約事項に誓約する旨を入札書に明記することとし、電子調達システムにより入札した場合は、当面の間、誓約事項に誓約したものとして取り扱うこととする。
- (2) 書面による入札書は、封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（支出負担行為担当官北海道地方環境事務所総務課長殿と記載）及び「令和4年1月28日開札〔令和4年度から令和8年度までの北海道地方環境事

務所公用車賃貸借（プラグインハイブリッド自動車11台）]の入札書在中」と朱書きして、入札の日時及び場所に持参すること。

- (3) 電子調達システムにより入札する場合は、同システムに定める手続に従い、入札の日時までに入札書を提出すること。通信状況により提出期限内に電子調達システムに入札書が到着しない場合があるので、時間的余裕を持って行うこと。

## 7. 代理人等（代理人又は復代理人）による入札及び開札の立会い

代理人等により入札を行い又は開札に立ち会う場合は、代理人等は、様式3による委任状を持参しなければならない。また、代理人等が電子調達システムにより入札する場合には、同システムに定める委任の手続きを終了しておかなければならない。

## 8. 代理人等の制限

入札者又はその代理人等は、当該入札に係る他の入札者の代理人等を兼ねることができない。

## 9. 入札の無効

次の各項目の一に該当する入札は、無効とする。

- ① 競争に参加する資格を有しない者による入札
- ② 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- ③ 委任状を持参しない又は電子調達システムに定める委任の手続きを終了していない代理人等による入札
- ④ 書面による入札において記名を欠く入札
- ⑤ 金額を訂正した入札
- ⑥ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- ⑦ 明らかに連合によると認められる入札
- ⑧ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- ⑨ 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要がある入札にあつては、証明書が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- ⑩ 入札書の提出期限までに到着しない入札
- ⑪ 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約しない者による入札
- ⑫ その他入札に関する条件に違反した入札

## 10. 入札の延期等

入札参加者が相連合し又は不穏の行動をする等の場合であつて、入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し若しくはとりやめることがある。

## 11. 開札の方法

- (1) 開札は、入札者又は代理人等を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人の立会いがない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うことができる。
- (2) 電子調達システムにより入札書を提出した場合には、入札者又は代理人等は、開札時刻に端末の前で待機しなければならない。
- (3) 入札者又は代理人等は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに

- 応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は委任状を提示しなければならない。
- (4) 入札者又は代理人等は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
  - (5) 入札者又は代理人等は、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
  - (6) 開札をした場合において、予定価格の制限内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。電子調達システムにおいては、再入札を行う時刻までに再度の入札を行うものとする。なお、開札の際に、入札者又は代理人等が立ち会わず又は電子調達システムの端末の前で待機しなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

## 12. 落札者となるべき者が2者以上ある場合の落札者の決定方法

当該入札の落札者の決定方法によって落札者となるべき者が2者以上あるときは、直ちに当該者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。なお、入札者又は代理人等が直接くじを引くことができないときは、入札執行事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き、落札者を決定するものとする。

## 13. 落札決定の取消し

落札決定後であっても、入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消することができる。

## 14. 契約書の提出等

- (1) 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から10日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。
- (2) 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

## 15. 契約手続において使用する言語及び通貨

契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。



## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

# 入 札 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者氏名

(復) 代理人

注) 代理人又は復代理人が入札書を持参して入札  
する場合に、(復) 代理人の記名が必要。

下記のとおり入札します。

## 記

- 1 入札件名 : 令和4年度から令和8年度における北海道地方環境事務所公用車賃貸借 (プラグインハイブリッド自動車11台)
- 2 入札金額 : 金 \_\_\_\_\_ 円  
※金額は、消費税及び地方消費税を除いた額である。  
※入札金額内訳表 (様式1別表) を必ず添付すること。
- 3 契約条件 : 契約書及び仕様書その他一切貴省の指示のとおりとする。
- 4 誓約事項 : 本入札書は原本であり、虚偽のないことを誓約するとともに、暴力団排除に関する誓約事項に誓約する。

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E - m a i l :

## 入札金額内訳表

車種	賃貸借期間	台数	1台あたり 賃貸借料 [月額]	賃貸借料合計 [月額]	賃貸借料合計 [60月]
プラグイン ハイブリッド 自動車	令和4年 4月1日 から 令和9年 3月31 日まで [60月]	11台	① 円 [ 台]	円	円
			② 円 [ 台]		

※入札書に必ず添付すること。

※別添2「仕様書」の「3. 履行場所及び台数」の「履行場所」により1台当たり賃貸借料（月額）が異なる場合は、それぞれの金額を記載すること。併せて、それぞれの賃貸借料が適用される車両台数の内訳を記載すること。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

北海道地方環境事務所総務課長 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

電子入札案件の紙入札方式での参加について

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札件名：令和4年度から令和8年度における北海道地方環境事務所公用車賃貸借  
(プラグインハイブリッド自動車11台)
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由  
(記入例) 電子調達システムで参加する手続が完了していないため

担当者連絡先

部 署 名 :

担当者名 :

T E L :

F A X :

E-mail :

# 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所総務課長 殿

住 所  
(委任者) 会 社 名  
代 表 者 氏 名

代 理 人 住 所  
(受任者) 所 属 (役 職 名)  
氏 名

当社 を代理人と定め下記権限を委任します。

## 記

### (委任事項)

- 1 令和4年度から令和8年度における北海道地方環境事務所公用車賃貸借（プラグインハイブリッド自動車11台）の入札に関する一切の件
- 2 1の事項にかかる復代理人を選任すること。

#### 担当者等連絡先

部 署 名 :  
責 任 者 名 :  
担 当 者 名 :  
T E L :  
F A X :  
E - m a i l :

# 委 任 状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所総務課長 殿

代理人住所  
(委任者) 所属(役職名)  
氏 名

復代理人住所  
(受任者) 所属(役職名)  
氏 名

当社 を復代理人と定め下記権限を委任します。

## 記

### (委任事項)

令和4年度から令和8年度における北海道地方環境事務所公用車賃貸借（プラグインハイブリッド自動車11台）の入札に関する一切の件

担当者連絡先

部署名：

担当者名：

T E L：

F A X：

E-mail：

入札辞退届

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所総務課長 殿

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

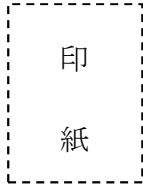
令和4年度から令和8年度における北海道地方環境事務所公用車賃貸借（プラグインハイブリッド自動車11台）に係る入札を辞退します。

担当者連絡先  
部署名：  
担当者名：  
T E L：  
F A X：  
E-mail：

## 質問書

業 務 名	令和4年度から令和8年度における北海道地方環境事務所公用車賃貸借（プラグインハイブリッド自動車11台）
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名： 氏 名：
担当者連絡先	TEL： FAX：
	E-mail：
質 問 事 項	





## 賃貸借契約書（案）

支出負担行為担当官 北海道地方環境事務所総務課長 渡部 辰徳（以下「甲」という。）は、  
（以下「乙」という。）と「令和4年度から令和8年度までの北海道地方環境事務所公用車賃貸借（プラグインハイブリッド自動車11台）」（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

### （総則）

第1条 甲は、別添仕様書の自動車及び付属品（以下「自動車」という。）を乙から賃借し、乙はこれを賃貸する。

### （賃貸借期間）

第2条 この契約の賃貸借期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （契約金額）

第3条 自動車の賃貸借料（以下「料金」という。）は、別表のとおりとする。  
2 別表の消費税及び地方消費税額の額は、消費税法第28条第1項、第29条及び地方消費税法第72条の82、第72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる）。

### （契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除する。

### （再委任等の禁止）

第5条 乙は、業務の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。但し、書面により甲の承諾を得たときはこの限りではない。

### （監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行にあたって不明な点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

(料金の支払)

第7条 乙は、毎月10日までに前月分の賃貸借料を甲に請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該請求金額を支払わなければならない。

3 甲は、自己の責に帰すべき理由により支払を遅延した場合、乙に対し、支払期日の翌日から支払をするまでの日数に応じて、契約金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰することのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(料金の計算)

第8条 乙が、前条により料金を各月毎に請求する場合に、料金の計算期間は、各月の初日から末日までの1ヶ月を単位とする。

2 契約開始の月又は解約の月において、自動車の賃貸借期間が1ヶ月に満たないときは、期間に応じ日割計算する。

(自動車の引渡)

第9条 乙は、甲の指定する場所において、甲に自動車を引き渡すものとする。

(自動車の撤去等)

第10条 乙は、この契約が終了したときは、すみやかに自動車を撤去し、搬出するものとする。

2 乙は、甲より自動車の返還を受ける際、自動車に滅失又はき損があったときは、ただちにその旨を書面により甲に申し出るものとする。自動車の滅失又はき損が、甲の故意又は過失による場合は、これらの修理、調整等に要する費用は、甲の負担とする。

(原状の変更)

第11条 甲は、自動車の改造、模様替え、規格、性能及び仕様の変更並びに他の物品を取り付ける等の行為を行おうとするときは、あらかじめ書面により乙の承諾を得ることとする。

(権利義務の承継等)

第12条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約の履行を他に承継させ、又はこの契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し、もしくは担保に供してはなら

ない。

(契約の解除)

第13条 甲は、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙の責に帰する事由により、乙が本契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。

二 乙が第5条、第20条又は第20条の2若しくは第21条の規定に違反したとき。

三 乙が本契約の解除を申し出て、甲がこれを認めたとき。

四 天災、地変、その他の甲乙双方の責に帰することが出来ない事由により、本契約の全部又は一部が履行不能になったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなく本契約を解除することができる。

一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

一 暴力的な要求行為

二 法的な責任を超えた不当な要求行為

三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為

五 その他前各号に準ずる行為

4 乙は、甲が本契約の義務に違反した場合には、本契約の全部又は一部を解除

することができる。

(再受任者等に関する契約解除)

第14条 乙は、契約後に再受任者等（再受任者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が前条第2項及び第3項の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受任者等との契約を解除し、又は再受任者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受任者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受任者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受任者等との契約を解除せず、若しくは再受任者等に対して契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第15条 甲が第13条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 次に掲げる者が契約を解除した場合は、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 乙が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全て

が確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

4 乙が前二項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

5 第1項、第2項及び第3項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

#### （損害賠償）

第16条 甲は、第13条又は第14条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

#### （表明確約）

第17条 乙は、第13条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、解除対象者を再受任者等としないことを確約する。

#### （不当介入に関する通報・報告）

第18条 乙は、自ら又は再受任者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受任者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

#### （担保責任）

第19条 甲は、第9条の規定により引渡しを受けた後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修理又は既に支払った契約金額の一部を返還させることができるものとする。

(機密の保持)

第20条 乙は、本契約の履行にあたって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(個人情報の取扱い)

第20条の2 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委任等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受任者等も講ずるように求め、かつ当該再受任者等が約定を遵守するよう書面で義務づけなければならない、承認を得た再受任者等の変更及び再受任者等が再々委任等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受任者等を単に「再受任者等」という。）。

3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければならない。

4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。

6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。

一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の書面の合意をした再受任者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。

二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。

7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた書面を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（再受任者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。

8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙（再受任者等があるときは再受任者等を含む。）の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等

について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。

- 9 乙は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を書面により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。
- 11 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 12 乙は、乙又は再受任者等の責めに帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。
- 13 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は再受任者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

#### （債権譲渡の禁止）

- 第21条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。
- 2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が、支出に関する事務を電子情報処理組織を使用して処理する場合における予算決算及び会計令等の臨時特例に関する政令（昭和55年政令第22号）第5条第1項に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

#### （紛争又は疑義の解決方法）

- 第22条 本契約に定めのない事項又は本契約事項について、甲乙間に紛争又は疑義を生じたときは、甲乙協議して解決する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住所 北海道札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎3階  
氏名 支出負担行為担当官  
北海道地方環境事務所総務課長 渡部 辰徳 ㊟

乙 住所  
氏名

㊟



## 別表

車種	賃貸借期間	台数	1台あたり 賃貸借料 [月額]	賃貸借料 合計 [月額]	賃貸借料 合計 [期間合計]	消費税 及び 地方 消費税 の額	賃貸借料 合計 [期間合計]
プラグ インハ イブリ ッド自 動車	令和4年 4月1日 から 令和9年 3月31日 まで [60月]	11台	① 円 [台]	円	円	円	円
			② 円 [台]				

※「1台あたり賃貸借料 [月額]」について、①は仕様書「3. 履行場所及び台数」の「履行場所」のNo. ○、No. ○及びNo. ○、②は同No. ○、No. ○及びNo. ○に、それぞれ適用する。

## 仕 様 書

## 1. 件名

令和4年度から令和8年度までの北海道地方環境事務所における公用車賃貸借（プラグインハイブリッド自動車11台）

## 2. 車種

乗用自動車（プラグインハイブリッド自動車）

## 3. 履行場所及び台数

No.	履行場所	台数	賃貸借期間
1	稚内自然保護官事務所（稚内市末広5-6-1 稚内地方合同庁舎）	2台	令和4年4月 1日から 令和9年3月31日まで [60月]
2	稚内自然保護官事務所 利尻島連絡室 （利尻郡利尻町杓形緑町14-1 利尻町役場内）	1台	
3	稚内自然保護官事務所 礼文島連絡室 （礼文郡礼文町香深村）	1台	
4	羽幌自然保護官事務所（苫前郡羽幌町北6条1丁目 北海道海鳥センター内）	1台	
5	大雪山国立公園管理事務所（上川郡上川町中央町603番地）	1台	
6	大雪山国立公園管理事務所 東川管理 官事務所（上川郡東川町東町1-13-15）	1台	
7	大雪山国立公園管理事務所 上士幌管 理官事務所（河東郡上士幌町字上士幌東 3線235-33）	1台	
8	支笏洞爺国立公園管理事務所（北海道千 歳市支笏湖温泉）	1台	
9	支笏洞爺国立公園管理事務所 洞爺湖 管理官事務所（虻田郡洞爺湖町洞爺湖温 泉142-5 洞爺湖ビジターセンター2階）	1台	
10	帯広自然保護官事務所（帯広市西17条 北3丁目13-12）	1台	
	計	11台	

#### 4. 仕様

ボディタイプはSUV（スポーツ用多目的車）とし、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日変更閣議決定）の「自動車」の基準を満たすほか、次の要件を満たすものとする。

- ① 乗車定員 5人
- ② 寸法・重量等 車両重量1,920kg以下、全長4,700mm以下、全幅1,900mm以下、全高1,750mm以下、最低地上高185mm以上、5ドア
- ③ 駆動方式 全輪駆動方式（パートタイム方式を含む）
- ④ 総排気量等 2,500cc以下かつ低排出ガス車認定実施要領（平成29年度国土交通省告示第248号）の基準のうち、平成30年基準排出ガス50%低減レベル以上に適合
- ⑤ 原動機 モーター及びガソリンエンジン
- ⑥ 主電池 リチウムイオン電池
- ⑦ 燃料 無鉛レギュラーガソリン
- ⑧ 燃料改善対策 可変バルブタイミング、アイドルリングストップ装置、電動パワーステアリング（右ハンドル）、プラグインハイブリッドシステム、オートマチックトランスミッション又は無段変速機
- ⑨ 充電ポート 車載用又は標準装備品
- ⑩ タイヤ ラジアルタイヤ（ホイール付、夏用及び冬用（スタッドレスタイヤ））
- ⑪ 車体色 原則としてシルバー、灰色、白色又は黒色系
- ⑫ その他 寒冷地仕様、SRSエアバッグ（運転席、助手席及び後席）、アンチロックブレーキシステム（ABS）、充電用ケーブル（AC200V対応、5m以上）、コンセント（100V、1500W）、フォグランプ（フロント）、ナビゲーションシステム（バックモニター連動型）、フルオートエアコン、パワーウィンドウ、集中ドアロック、キーレスエントリーシステム、スペアキー（1個、標準で付属する場合を含む）、ドライブレコーダー（フロント・リアの同時録画が可能な機種）、ETC車載器、スノーブレード（運転席、助手席、リア）、フロアマット、トノカバー、ラゲッジトレイほか標準装備品を含む。

## 5. 賃貸借期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで〔60月〕

ただし、受注者負担による代車対応（レンタカー等を含む）が可能な場合は、北海道地方環境事務所担当官と納車時期について協議することができる。代車による対応期間は、賃貸借開始日から最長1か月以内とし、原則として契約する車両と同等のもの（「4. 仕様」参照）とする。なお、同等の車両の確保が難しい場合は、グリーン購入法第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日変更閣議決定）の「自動車」の基準、かつ「4. 仕様」の「③駆動方式」を満たすガソリン車の配置を可とする。

## 6. 契約金額に含まれる諸経費等

- ① 登録諸費用
- ② 自動車損害賠償責任保険
- ③ 任意保険（付帯内容は、「7. 任意保険」のとおり）
- ④ 自動車重量税
- ⑤ 自動車税
- ⑥ メンテナンス及びその他サービスに係る費用（内容は「8. メンテナンス及びその他サービスの内容」のとおり）
- ⑦ 「3. 履行場所及び台数」に示す「履行場所」までの納入に係る費用（稚内自然保護官事務所利尻連絡室及び礼文連絡室までの納入に要する自動車航走運賃を含む）
- ⑧ 「5. 賃貸借期間」に示す期間が満了した時、「3. 履行場所及び台数」に示す「履行場所」からの引き取りに要する費用（稚内自然保護官事務所利尻連絡室及び礼文連絡室からの引き取りに要する自動車航走運賃を含む）

## 7. 任意保険

任意保険は、下記の条件以上にて加入のこと。任意保険に係る免責補償料は、契約金額に含むものとする。

また、契約締結後、発注者に対し、加入した任意保険の内容について書面をもって通知すること。

- ① 適用料率・等級 フリート割引率 24%
- ② 年齢条件 全年齢担保
- ③ 対人賠償 1名につき無制限（自賠償保険を含む）
- ④ 対物賠償 1事故につき無制限（免責0円）
- ⑤ 人身傷害及び搭乗者傷害保険 1名につき3,000万円以上（死亡、入・通院、後遺障害を含む）
- ⑥ 車両条件 一般条件、1事故につき時価額（免責0円）
- ⑦ その他特約 ロードサービス特約、事故代車

## 8. メンテナンス及びその他サービスの内容

- ① 以下に係る諸経費は、契約金額に含むものとする。
  - (1) 法定点検
  - (2) 継続車検
  - (3) エンジンオイル等車両の安全な運行に必要な消耗品類の交換（ただし、ハイブリッドシステム（駆動用電池、モーター）の修理、点検及び交換は対象外）
  - (4) タイヤ交換に係る費用
  - (5) タイヤ保管に係る費用
  - (6) バッテリー（必要個数）
  - (7) 稚内自然保護官事務所利尻連絡室及び礼文連絡室の車両について、(1)～(6)に要する自動車航走運賃
- ② メンテナンスを実施する場合、車両及び鍵の受渡しは、「3. 履行場所及び台数」の「履行場所」にて行うこと。
- ③ メンテナンスを実施する場合、必要に応じて、受注者の負担により代車（契約する車両と同等のものが望ましい）を用意するものとする。
- ④ ①(4)について、タイヤ（夏用及び冬用（スタッドレスタイヤ）及びホイール）は、北海道地方環境事務所担当官との協議により適時交換を実施すること。冬用タイヤへの交換は、車両の運行に支障が生じないように、原則として10月中に完了すること。
- ⑤ 車両に関し、その他不具合が生じた場合、修繕等の所要の対応については、受注者と北海道地方環境事務所担当官において速やかに協議し、確定すること。

## 10. その他

本仕様書の内容に疑義が生じた場合は、北海道地方環境事務所担当官の指示によること。

## 性能等証明書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

		納入しようとする 自動車の性能等	※環境省 審査欄
①	車名		
②	型式		
③	乗車定員 (人)	人	
④	車両重量 (kg)	kg	
⑤	駆動方式		
⑥	全長 (mm)	mm	
⑦	全幅 (mm)	mm	
⑧	全高 (mm)	mm	
⑨	最低地上高 (mm)	mm	
⑩	総排気量 (cc)	cc	
⑪	燃料消費率 (km/ℓ) (WLTC モードによる値)	km/ℓ	
⑫	低排出ガス車認定実施要領 (平成 29 年国土交通省告示第 248 号) の基準のうち、平成 30 年基準排出ガス 50%低減レベル以上に適合していること。	適・否	

燃費目標値：仕様を満たすと考えられる市販車の中で、環境改善割合 (燃料消費率÷燃費基準値) が最も高いトヨタ RAV4 PHV の燃料消費率 22.2km/ℓ (WLTC モード) を採用

燃費基準値：グリーン購入法基本方針の 13.自動車等表 2 により、トヨタ RAV4 PHV の重量区分に対応する燃費基準値 13.5km/ℓを採用

◎環境性能に対する得点

$$= 100 + 23 \times \frac{\text{提案車の燃費値}(\quad) - \text{提案車の燃費基準値}(\quad)}{\text{燃費目標値}(22.2) - \text{燃費基準値}(13.5)} = \boxed{\text{※}}$$

(注) ※欄は記入しないこと。

(小数点第 2 位を四捨五入)

## 自動車の性能に関する審査要領

### 1. 落札方式

次の要件を満たしている者のうち、2によって得られた総合評価点の最も高い者を落札者とする。

- ① 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ② 納入しようとする自動車が仕様書に定める要求要件をすべて満たしていること。

### 2. 総合評価点の計算方法

- ① 総合評価点＝環境性能（燃費値）に対する得点÷入札価格に対する得点とする。
- ② ①の「環境性能（燃費値）に対する得点」は、仕様書に記載された要求要件を全て満たしている場合には、標準点（100点）を与え、さらに、環境性能（燃費値）についてグリーン購入法基本方針（令和3年2月19日変更閣議決定）の「自動車」の基準における燃費基準値を上回る部分について環境性能の評価に応じ得点（加算点）を与える。

加算点は、23点を満点とし、入札者が納品しようとする自動車の環境性能が、仕様を満たすと考えられる市販車の最高水準にあるもの（燃費目標値）と燃費基準値の間どの位置にあるのかをもって評価する。具体的には、以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = \text{加算点の満点} \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}}{\text{燃費目標値} - \text{燃費基準値}}$$

- ・燃費目標値：環境改善割合が最も高いトヨタ RAV4 PHV の 22.2km/ℓ（WLTC モードを適用）とする。
- ・燃費基準値：当該車両の重量区分に対応する 13.5km/ℓとする。
- ・加算点の満点は、賃貸借の契約期間（5年）を購入する場合の供用期間（7年）で除した値を乗じて算出する。

$$\text{加算点満点 (23)} = ((22.2 \div 13.5) - 1) \times 50 \times 5/7$$

これを踏まえた本入札に係る加算点の算定方法は以下のとおりとする。

$$\text{加算点} = 23 \times \frac{\text{提案車の燃費値} - \text{提案車の燃費基準値}}{22.2 - 13.5}$$

- ③ ①の「入札価格に対する得点」は入札価格を100万円で除して得た値とする。

### 3. 自動車の燃費値の算定方法

評価する全ての自動車がWLTCモードによる燃費表示を行っている場合（JC08モードによる燃費表示をともに行っている場合を含む）であって、かつ、比較する全ての自動車のWLTC燃費が当該自動車の車両重量区分の「燃費基準値」を満たす場合は、WLTC燃費値により評価する。これ以外の場合は、JC08燃費を優先するものとする（WLTC燃費のみ表示している車両に限りWLTC燃費により評価）。